

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の 施行に向けたスケジュール(案)

令和元年5月22日

第1回高齢者の保健事業と介護予防の
一体的な実施の推進に向けた
プログラム検討のための実務者検討班

資料1-2

- ・「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」を改定し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進に向けたプログラム（以下、プログラムとする）を盛り込む。
- ・ガイドラインは、本検討班におけるプログラム検討を受け、「あり方WG」にて承認を得る。
- ・また、「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針」の改定や、「令和2年度特別調整交付金の交付基準」の検討結果の周知など、法施行に向けた準備を10月までに行う。
- ・広域連合・市町村においては、指針やガイドライン等を踏まえ、広域計画の策定、委託契約の締結準備、市町村基本方針の策定など、令和2年度からの実施に向けた準備を行う。

令和元年度		5月	6月	7月	8月	9月		10月	11月	12月	1月	2月	3月	令和2年4月1日 改正法施行	
高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ							(作業チーム) → (WG)								
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進に向けたプログラム検討のための実務者検討班(検討班)		第1回 5/22	第2回 5/31	第3回 6/12	第4回 7/5	第5回 8/1	第6回 9/4								
厚生労働省における準備	保健事業実施指針			改正指針案文の作成準備			パブリックコメント等(広域連合との調整)		改正指針告示						
	特別調整交付金交付基準				令和2年度交付基準について自治体と協議			令和2年度交付基準検討結果周知							
広域連合・市町村における準備								<ul style="list-style-type: none"> ・広域計画の策定(広域連合議会の承認が必要) ・広域連合と市町村の委託契約の締結 ・市町村基本方針の策定 等							